

商品概要説明書

J A 農機ハウスローン

(平成 29 年 6 月 1 日現在)

商品名	J A 農機ハウスローン
ご利用 いただける 方	<p>【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員(正組合員・准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ お借入時の年齢が 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が 76 歳未満の方。 ※ 最終償還時の年齢が 71 歳以上 76 歳未満の方は、農業後継者を連帯債務者または連帯保証人とさせていただきます。○ 前年度税込年収が 100 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)なお、農業者の方は、耕種部門については前年度税込収入とし、畜産部門については前年度税引前所得とします。○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を原則当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員(正組合員・准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ 原則として三期分の決算書の提出が可能な方。○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を原則当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 農機具の購入(中古農機を含む)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。○ パイプハウス等資材、建設費用。○ 発電・蓄電設備の取得資金○ 格納庫建設資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 1,800 万円以内かつ、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,800 万円を超えることはできません。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として 1 年以上 15 年以内とします。○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。

借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済ならびに全額繰上返済は任意の日に行えるものとし、返済額も任意とします。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかを選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ② 分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.60%（平成29年6月1日現在）です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（または金融部（電話：043-203-0160）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具

	<p>体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として千葉県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J A千葉みらい